

東かがわ市条例第 18 号

東かがわ市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

東かがわ市長 上村一郎

東かがわ市附属機関設置条例の一部を改正する条例

東かがわ市附属機関設置条例（平成26年東かがわ市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表				別表				
執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数	執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数	
市長	略			市長	略			
	国民保護協議会	略			国民保護協議会	略		
	子ども・子育て会議	<u>法令、条例等の定めるところによる。</u>						
	在宅医療・介護連携会議	略			在宅医療・介護連携会議			
	略				略			
教育委員会	略			教育委員会	略			
	公民館運営審議会	略			公民館運営審議会	略		
	社会教育委員会	略			子ども・子育て会議	<u>法令、条例等の定めるところによる。</u>		
	略				社会教育委員会	略		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。